

---

---

平成22年第6回大和町議会臨時会会議録

---

---

平成22年11月29日（月曜日）

---

---

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

---

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

日程 1 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

日程 2 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の  
一部を改正する条例

日程 3 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する  
条例の一部を改正する条例

日程 4 大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前 10 時 00 分 開 会

議 長 （大須賀 啓君）

皆さん、おはようございます。

開会前に、町長から皆さんに報告事項があるということでございますので、町長より報告をしていただきます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

皆さん、おはようございます。

ただいま議長からお許しをいただきましたので、報告ということでさせていただきます。詳しくは担当課長から申し上げますが、皆さんご承知と思いますが、現在、王城寺原の方で米軍が演習をやっているところでございますが、11月26日の夜8時ごろと、また次の日、11月27日16時ごろ、2回にわたって野火といいますか、火災が発生しております。このことにつきまして、大変遺憾であると、そういったことがないようにと申し入れをもちろんやっているところでございまして、今後また県の協議会等とも相談をした中で対応を図ってまいりたいというふうに思っております。

現在そういう状況でございますが、これまでの経過につきまして、わかる範囲の中ではございますけれども、担当課長のほうから経過等についてご説明をさせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 （大須賀 啓君）

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

おはようございます。

町長が申し述べましたことについて、私のほうからも説明をさせていただきます。

王城寺原演習場におきます火災関係の状況でございますが、時系列的に申し上げさせていただきます。

まず、11月26日の金曜日でございますが、20時15分に発生した火災の状況でございます。26日の金曜日、この火災の発生の状況につきましては、町のほうに現地連絡本部のほうから20時45分に私のほうに連絡が入り、町の本部のほうも日直が詰めておりましたが、そちらのほうに入ったような状況でございました。

さらに、鎮火が21時32分でありましたが、これの連絡が21時42分に町の本部のほうに入りました。

さらに、22時07分に、あすの訓練内容については現地を確認後に決定をしたいというふうな旨の連絡が入っておりますし、22時45分、全体の説明があったところであります。火災焼失の面積が0.5ヘクタールというような状況でございました。

翌27日ではありますが、8時に現地連絡本部のほうから午前10時にマスコミに公表する旨の連絡が私のほうに入りまして、直ちに町の本部のほうに伝えたような状況であります。10時にマスコミに公表がありまして、27日の土曜日ですが、9時12分に町のほうに入ったのは8時57分射撃訓練が開始されるというふうなファクスがありまして、これが9時12分でございます。

27日の土曜日の火災ですが、これは16時42分に発生した状況であります。この火災の状況につきましては、27日の16時54分に町の本部に、私と本部のほうに火災発生の連絡があり、直ちに対応したものであります。18時02分、17時35分に鎮火の旨の連絡が入りました。また、火災の状況についてはまだ不明であるというような状況でございます。

18時47分に、27日の訓練が終了した旨の連絡がありました。終了時刻は

17時でありました。この後、19時に東北防衛局等に対する申し入れの調整を県の企画部、これは王城寺原演習場対策協議会の関係であります、これの協議を行っております。

20時20分に、火災面積が約1.5ヘクタールとの連絡があったところであります。

翌28日、日曜日であります、8時35分に現地連絡本部よりマスコミの公表を9時に行うという連絡があったところであります。

以上が26日、27日の火災の状況の時系列的な町への連絡の状況でございます。

対応についてでございますが、まず、26日に起きた火災に対しましては、王城寺原演習場対策協議会のほうで県の事務局長それから3町村で協議を行い、宮城県、これは企画部長を含めてですが、ほか3名で東北防衛局の現地連絡本部に出向き、申し入れを行ったところであります。

さらに、27日の部分についても、現在町を含めた県、大和町、色麻町、大衡村で構成しております王城寺原演習場対策協議会で、その対応について協議を今進めている状況でございます。

以上のような状況でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、町長の報告を終わります。

ただいまから平成22年第6回大和町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、12番上田早夫君及び13番大友勝衛君を指名します。

---

---

## 日程第2「会期の決定について」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

「町長あいさつ」

議 長 （大須賀 啓君）

町長より招集のあいさつがあります。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

改めまして、おはようございます。

第6回大和町議会臨時会開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成22年第6回大和町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多用中にもかかわらず、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

初めに、去る11月1日に開催されました宮城県文化の日表彰式におきまして、大須賀 啓議長が長年の産業功勞により表彰の榮に浴されており、まことにおめでとうございました。町民を代表いたしまして、心からお祝いを申し上げますとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます次第でございます。

また、進出企業の立地操業や操業準備に合わせた従業員の方々の異動等によりまして、大和町人口も増加の状況となり、過去最高人口を更新中でありましたが、去る10月末日で2万5,000人目の方をお迎えすることとなりました。大須賀議長にも出席をいただき、11月1日、庁舎1階交流ホールにおきまして歓迎セレモニーを開催したところでございます。

お迎えをいたしましたご家族は、セントラル自動車に勤務されておられて、相模原市から戸籍、住民票ともに異動されました野崎様ご家族3名の方々に、生後4カ月の崇斗（しゅうと）君ともども夢膨らむ生活を送られることをご祈り申し上げます。

次に、昭和63年に組織いたしました「大和」全国連絡協議会（たいわサミット）のメンバーでございました鹿児島県奄美大島の大和村で、去る10月の豪雨で道路崩壊等により住民避難に至る災害が発生したとの報道を受け、町といたしまして災害見舞いを行いましたので、ご報告を申し上げたいと思います。

それでは、本日提出いたしております議案につきまして、その概要をご説明申し上げます。

議案第62号につきましては、人事院勧告に基づき、国の一般職の職員の給与に関する法律等の一部改正されることに伴い、町の給与条例を国に準じて改正するものでございます。

議案第63号及び第64号は、町長、副町長及び教育長の給与につきましても、国に準じた改正を行おうとするものでございます。

以上が、本日提出いたしております議案の概要でございますが、何とぞ慎重にご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

---

### 日程第3「議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を 改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第3、議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

では、議案書の1ページのほうをお願いいたします。

議案第62号 大和町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。説明に当たりましては、別添の議案説明資料のほうの1ページをお開きいただきます。

まず、人事院勧告に係ります給与条例等の改正の概要についてご説明を申し上げます。

民間企業との格差に基づく給与の改定の状況でございますが、民間における給与の実態を正確に把握するため、例年同様の方法により、これについては民間事業所50人以上の規模、5万1,000社のうちから1万1,000社、約45万人を識別して調査をした内容であります。同様の方法により、民間の4月分給与と昨年8月から本年7月までの特別給、いわゆるボーナスを詳細に調査した結果、月例給が民間を757円上回っていた状況でありました。特別給与につきましても、公務の年間支給月数が民間の年間支給割合を0.18月上回っていた状況でございます。

公務と民間との格差△0.19%を解消するために、月例給の引き下げ改定を行うというような状況でありますし、特別給、賞与につきましても0.2月引き下げることといたすものであります。

具体的内容であります。一般職につきましては俸給表の月額引き下げということで、平均改定率が△0.1%、これは中高年齢層、いわゆる40歳代以上の限定の引き下げとなるものであります。

2番目としましては、平成18年度から22年度までの5カ年で継続しております給与構造改革の経過措置により、平成18年3月の給料、この分は21年もう既に100分の99.78に減額されておりますが、この差額分の支給されている職員につきましても100分の99.59に減額をいたす内容であります。

期末勤勉手当の引き下げであります。既に6月分が支給済みでありますので、今回12月分に限って1.50を1.35、△0.15、勤勉手当につきましては0.70を0.65、△0.05月、合計で年間2.75月が2.60月に、△0.15月。それから、勤勉手当は年間1.40が1.35月ということで△0.05月。計で全体で4.15月から3.95月の△0.20月となるものであります。

また、6月、12月の支給の割合の調整を図るため、来年度以降であります。6月分を期末・勤勉合わせて1.90、12月分を期末・勤勉合わせて2.050、合計で3.95月といたすものであります。実施月につきまして

は、平成22年12月1日とするものであります。

また、本年は引き下げ改定のため、遡及の改定は行わないものでありますが、年間給与で比較した場合、公務員給与と民間給与との均衡が図られるよう、4月から11月までの8カ月分の給与及び6月期の特別給に係る格差相当分の額を12月の分の期末手当で減額調整をいたすものでありまして、その割合が $\Delta 0.28\%$ となるものであります。

4番目は、平成23年4月1日における号俸の調整であります。給与改定構造改革期間中の部分であります。平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日に昇給した職員につきましては1号俸昇給させるものであります。この部分につきましては、平成23年4月1日とするものであります。

続きまして、特別職の部分であります。国家公務員につきましては、一般職の公務員の給与の改定に伴い、同様の改定、給与については $\Delta 0.2\%$ 、ボーナス支給月も3.10から2.95の $\Delta 0.15$ 月という形であります。

具体的に国のほうであります。内閣総理大臣、国務大臣につきましてはそれぞれ5,000円、4,000円の減額を行い、 $0.24\%$ 、 $\Delta 0.26\%$ の減額となるものであります。

町の場合ですが、町長につきましては76万7,000円を76万5,000円に2,000円の減額、率につきましては $\Delta 0.26\%$ 、副町長につきましては60万8,000円を60万6,000円に2,000円の減額で $\Delta 0.32\%$ 、教育長につきましては51万8,000円を51万7,000円に1,000円の減額とし、 $\Delta 0.19\%$ といたすものであります。

期末手当の引き下げ分ではありますが、これも国に準じた形で、町長、副町長、教育長につきましては12月で調整を行い、1.60を1.50の $\Delta 0.10$ 月、計で3.05月を2.95月の $\Delta 0.10$ 月といたすものであります。

この部分につきましても、次年度以降については調整を行い、6月については1.4、12月については1.55、計2.95月といたすものであります。

関連する条例案件ですが、一般職につきましては大和町の職員の給与に関する条例の一部改正、特別職につきましては常勤のものの給与及び旅費に関する条例、それから教育長につきましては大和町教育委員会教育長の給与等の勤務条件に関する条例の一部改正といたすものであります。

それでは、具体の条例の改正の内容であります。

3 ページのほうをお開きいただきます。

大和町職員の給与に関する条例の新旧対照表であります。第22条でございますが、期末手当の額を100分の150から100分の135に、再任用に係る部分についてはそれぞれ100分の150とあるのを100分の135に、100分の85とあるのを100分の80といたすものであります。

勤勉手当であります。第23条であります。100分の70の部分を100分の65に、再任用につきましては100分の35を100分の30にそれぞれいたすものであります。

以下、4 ページから7 ページにつきましては給料表の改定に係るものでございます。

8 ページにつきましては、第2条に係る部分であります。これは次年度以降の部分であります。100分の125を100分の122.5に、100分の135を100分の137.5にそれぞれ改めるものでありますし、再任用につきましても100分の125を100分の122.5に、100分の135とあるのを100分の137.5と改正をいたすものであります。

勤勉手当の部分であります。第23条に係る部分であります。100分の65を100分の67.5に、再任用に係る部分については100分の30を100分の32.5にそれぞれ改正をいたすものであります。

次は9 ページでございます。第3条の部分であります。給与の改正に伴う経過措置のほうの第7条であります。差額分の100分の99.76を100分の99.59にそれぞれ改正をいたすものであります。

では、議案書に戻っていただきます。

議案書の4 ページでございます。附則としまして、この条例につきましては平成22年12月1日から改正、施行するものでありますし、ただし第2条及び附則の第3条の規定につきましては平成23年4月1日から施行いたすものであります。

第2条につきましては、平成22年12月支給する期末手当に関する特例措置を定めたものでありまして、12月に支給する期末手当の額から減額対象職員の月数の月額合計額に100分の0.28を乗じた額に4月から11月までの8月分を乗じた額を減額するものであります。

続いて、5 ページのほうであります。第3条につきましては、平成23年4月1日における号俸の1号俸の調整に係るものであります。

第4条については、規則への委任事項であります。  
以上であります。

議 長 (大須賀 啓君)

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

1 番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

今回の40歳以上0.1%に伴う平均の引き下げ額、それからトータルでどのぐらいになるのか。それから、もう一つはいわゆるボーナス分についても同様の額、平均でどのぐらい、それから総額でどのぐらいになるのかお知らせください。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長 (遠藤幸則君)

藤巻議員の質問にお答え申し上げます。

今回の給与改正に伴う影響でございますが、まず一般職に係る部分がありますが、現在町の一般職の平均年齢が43歳10カ月ほどでございますが、30万1,450円ほどでございました。平均で500円から700円ほどの減額になるものであります。

それから、給与の期末・勤勉手当の改正の状況でございますが、平均で年額138万5,000円ほどでございますが、これが年額で7万4,000円ほどの平均で減額となるものであります。

この結果、町全体での影響でございますが、給与の改正、それから期末・勤勉手当の改正に伴う減額として試算としている額としましては1,460万円ほどに見込んでいるところでございます。以上です。

議 長 (大須賀 啓君)

質疑ありませんか。ほかにないですか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

1 番藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

今回の今確認させていただきましたけれども、一般職40歳以上で0.1%、これ月額ですね、500円から700円ということで、年間にすれば6万円ほど、それから手当についてはこれは全職員というか、40歳以上の方だけではないということですが、平均7万4,000円の減額ということでございます。

今回の減額する理由ということで、普通の企業、一般企業との格差を埋めるのだという理由で今回の答申のほうも出されているというふうに思っています。40歳以上の方だけではない、大きな影響が全体で、40歳以上の方については大ざっぱに言って年間13万ですか、それからそれ以下の方についても6万ほどの影響が出るということで、やはりこれは大きな生活設計の上での影響があるんだらうというふうに思っております。もちろん若い方々であれば子育ての方、それからお年を召している方であっても高校、大学、あるいはまた家のローンという、そういったさまざまな生活設計に大きな影響を与えるものであるということが第1点と、それともう一つは、先ほども申しました一般との格差ということで、少しずつであっても、この前も減額したところでございますが、本当に、では一般はどうなのかということであると、やはり今現在の中で不況に苦しんでいる、そういう中でございます。

そういう中で一般を理由にということで格差ということですが、一般のほうもじゃあ給料上がっているのかというと逆に下がっているような状況ではないかということで、やはり経済の大きな割合を占めていると言われる個人消費を冷え込ませない、そういう立場からも、そしてまたそういうことでの町あるいは公共機関の役割というのも非常に大きいものではないかということで、今回の引き下げについては反対いたします。以上です。

議長（大須賀 啓君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。ございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4「議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第4、議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書の7ページになります。

議案第63号 大和町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例であります。説明資料のほうをお願いいたします。10ページであります。

第3条につきましては、それぞれ給料の月額、期末手当の額の部分であります。100分の160を100分の150に、給料の別表であります。町長の分であります。76万7,000円を76万5,000円に、副町長につきましては60万8,000円を60万6,000円にいたすものであります。

第2条の関係でございますが、これが翌年度以降の部分でありまして、100分の145を100分の140に、100分の150を100分の155にそれぞれ改正をいたすものであります。

議案書の7ページの附則であります。この条例につきましては平成22年12月1日から施行するものでありますし、第2条につきましては平

成23年4月1日から施行いたすものであります。以上です。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第63号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

---

日程第5「議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の  
勤務条件に関する条例の一部を改正する条例」

議長（大須賀 啓君）

日程第5、議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の説明を求めます。総務まちづくり課長遠藤幸則君。

総務まちづくり課長（遠藤幸則君）

議案書8ページ。議案第64号 大和町教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例になります。

説明資料は11ページであります。第2条、給与につきまして、月額51万8,000円を51万7,000円といたすものであります。

附則としまして、この条例につきましては平成22年12月1日から施行いたすものであります。以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

討論なしと認めます。

これから議案第64号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第6「議発第1号 大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例」**

議長（大須賀 啓君）

日程第6、議発第1号 大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する  
条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略して、提出者の趣旨説明を求めます。15番中山和広君。

15番（中山和広君）

議発第1号につきまして、ご説明を申し上げます。

大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する  
条例でございます。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条第1項及び会議規則第  
14条第2項の規定により提出をするものでございます。

改正の理由につきましては、議員の期末手当につきましては、平成21年  
5月27日に開催された平成21年度第3回大和町議会臨時会に提出された議  
案第50号大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正  
する条例で、附則に次の1項を加えとし、平成21年6月に支給する期末  
手当の割合の特例、平成21年6月に支給する議長、副議長及び議員の期末  
手当に関する第6条第3項の規定の適用については、同項中、100分の160

とあるのは100分の145とすると改正し、その後、本文改正に至らないことから、平成22年6月の期末手当の支給割合は改正前の100分の160で支給をされました。

大和町職員及び常勤の特別職の給与等に関する条例については、平成21年11月27日に開催した第8回大和町議会臨時会に改正条例が提出され、第3条第3項の支給割合を人事院勧告どおりの支給割合に改正をしている。

平成22年度においても、人事院から民間給与との格差に基づく給与改定勧告が出されたことに伴い、本町の常勤の特別職の期末手当引き下げについて検討されている、とありますが、ただいま議案第63号及び第64号で原案が可決されたところであります。

行財政改革に取り組んでいる当議会としても、町の職員及び常勤の特別職の支給割合と同率にすべきとの観点から、本議案を提出するものであります。

大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の内容をご説明申し上げます。

大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大和町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中、100分の160を100分の140に、100分の170を100分の155に改める。

この附則は、平成22年12月1日から施行するということであります。

なお、最後のページに新旧対照表を載せてございます。旧条文では、第6条第3項、アンダーライン、6月に支給する割合については100分の160、12月に支給する割合においては100分の170とするを、新条文では6月に支給する割合については100分の140、12月に支給する割合においては100分の155とするというふうに改正する案でございます。

以上であります。

議長（大須賀 啓君）

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないものと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

反対者の討論はございませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

次に、原案に賛成者の発言を許します。16番桜井辰太郎君。

16 番 （桜井辰太郎君）

それでは、ただいま議発に関する大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の改正について、賛成の意で討論をいたします。

期末手当につきましては、平成21年度第3回大和町臨時議会に提出されました議案第50号 大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例、つまり附則において100分の60とありましたこの内容を100分の45と改正し、そして実施いたしました。その後、大和町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例は、平成22年度6月の期末手当の支給割合は本文改正に至らないまま、平成22年度6月の期末手当の支給割合は改正前の100分の160で支給されました。

ことし8月10日の人事院の公務員給与等に対する改定につきまして勧告がありました。厳しい民間給与を反映し、平均で1.5%の引き下げを勧告でありました。特に、高齢期への雇用見直しへの布石とも言われる説明におきましては、40代以上というふうになっておりますが、50代後半の月例給に、つまり給与を重点的に引き下げる内容でもありました。人事院は平成19年度を除く10年間の月例給や特別給をマイナスあるいは据え置きで勧告してまいりました。この間につきまして、公務員の給与につきましての批判が強まった経過もありました。本町職員においても、勧告どおり実施してまいったものであります。

本町議会としても、議員報酬等を公務員同様の経過措置をしてまいりました。公務員との議員の基礎の報酬については、国民との間に思う隔たりが多過ぎであります。もしかしますと感情論が先行し、大きな溝を今抜け出せないままの状態でもあります。このようなことを考えますと、本条例の改正を何といても改正すべきであり、さらにこの町民への説明を果たして理解を得ていくことが本町議会の責任であると私は考え、討論といたします。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論はありませんか。11番鶉橋浩之君。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

その前に、議案の賛成者に名を連ねているわけなんです、これは討論しても構わないんですか。確認をしてからひとつ。

議 長 （大須賀 啓君）

賛成討論ですか。（「はい」の声あり）はい。（「いいですか」の声あり）はい。

1 1 番 （鶉橋浩之君）

では、私も本議案に、私の会派2人なんです、会派としても賛成をしたという立場から賛成の討論をさせていただきます。

それぞれ提案者あるいは今、前者からも詳しい内容の理由があったわけでございますけれども、私も何といたっても昨年の6月、本則の改正でなく、附則の改正で0.15引き下げていたと。それが6月1日の基準日を過ぎて元に戻ってしまったというような経過。それから、昨年の11月、これは執行部、特に町長、副町長、教育長の期末手当については0.1カ月引き下げをしたわけでございますが、議会はこの際にも何ら手をつけずに済んだと。今回に来ているわけなんです、このまま議会も何もしないで現行のとおり支給ということになりますと、町長、副町長、教育長との差額は0.35カ月に及んでしまうというようなことになってしまいます。それぞれ報酬の基準とか、いろいろ額等々についてはあるわけなんです、これは長い歴史の中で特別職の報酬等の審議会等々のいろんな審議の経過を経て現在のレベル基準に達しているわけでございます。特に、今回は職員もそうですけれども、町長、副町長、教育長については報酬にまで切り込んだ改正を今原案どおり通ったところでございます。

中山議員の提案する内容というのは、議員の報酬にはこれは手をつけませんよと。期末手当を町長、副町長、教育長に倣った月数にするというものでございまして、常々私も議会と執行部、これは二元代表制の中で車の両輪と言われているわけでございますから、やはり一方が痛みを負うとい

うふうな場合に、一方は何もしないでいいと、これは大変好ましい状況ではないというようなこともございますので、やはり議会も町長、副町長に、これは期末手当の部分だけでございますので、同じ歩調にすべきだという思いで賛成をするわけでございます。

そういう立場から賛成討論でございます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

ほかに討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ声あり

ないようですから、これで討論を終わります。

これから議発第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。よって、本案は否決されました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成22年第6回大和町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労様でした。

午前10時46分 閉 会